

大分支部の加入者・事業主の皆さまへ

協会けんぽ
からの
お知らせ

協会けんぽの 平成27年度の保険料率は 平成27年4月分(5月納付分)から改定されます

平成27年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、
例年より1ヵ月遅れての**本年4月分(5月納付分)からの適用**となります。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

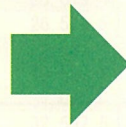
こちらのリーフレットを従業員の皆さまにご覧いただくなど、
周知にご協力をお願いいたします。

大分支部

現行

10.08%

健康保険料率



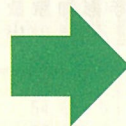
平成27年4月分～

10.03%

現行

1.72%

介護保険料率



平成27年4月分～

1.58%

なお、平成27年度の都道府県ごとの健康保険料率は、支部別に「引上げ」「据え置き」「引下げ」のある改定となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の
介護保険料率が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、4月分(5月納付分)から適用されます。

◆ご不明な点がございましたら、協会けんぽまでお問い合わせください。



全国健康保険協会 大分支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.097-573-5630

受付時間/平日8:30~17:15

〒870-8570 大分市金池南1-5-1 ホルトホール大分(MNCタウン2F)

Q

なぜ都道府県によって保険料率が違うのでしょうか？

都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の方々の医療費に基づいて算出されています。疾病の予防などにより加入者の方々の医療費が下がれば、その都道府県の保険料率を下げる事が可能な仕組みになっています。逆に、加入者の方々の医療費が上がれば、その都道府県の保険料率は上がります。

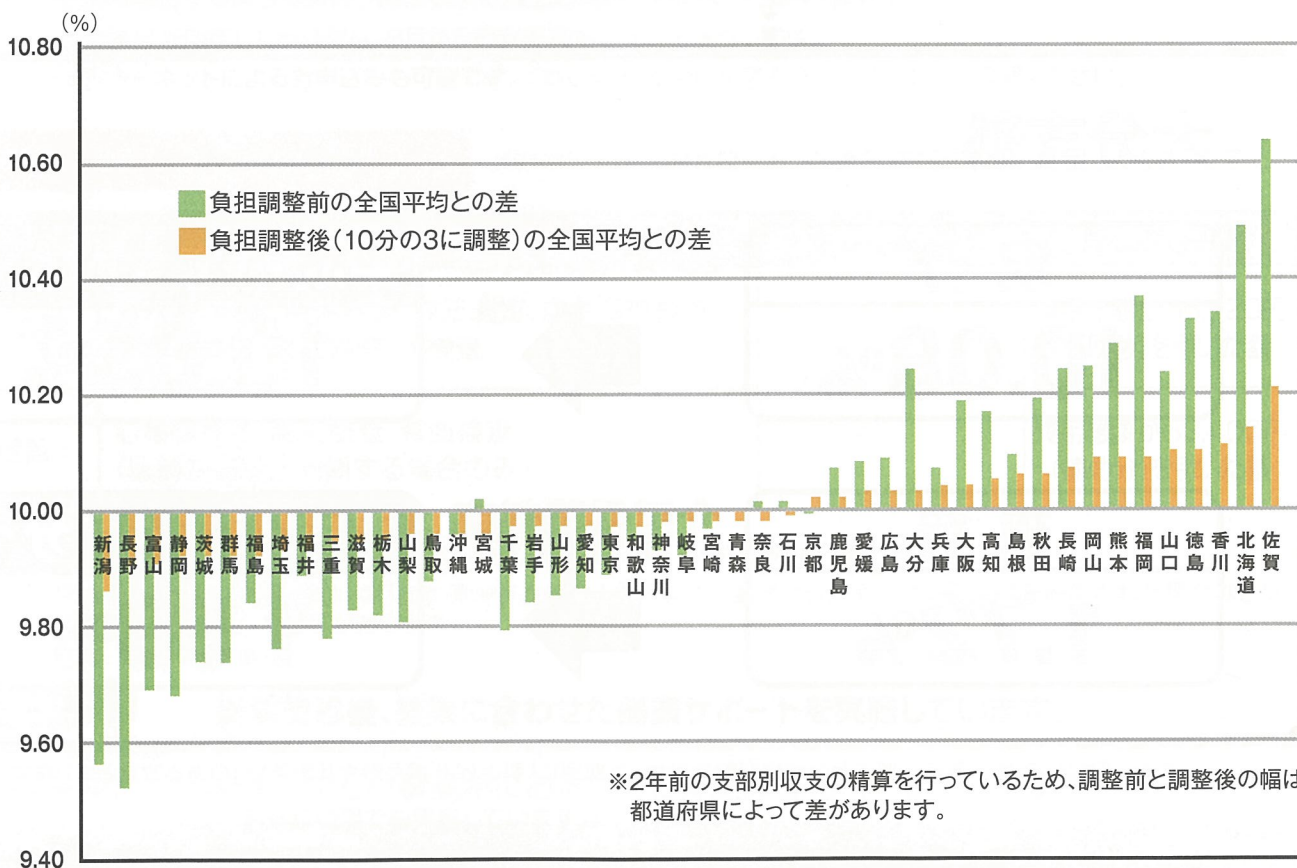
なお、都道府県間の年齢構成や所得水準の差異が保険料率に影響することがないように調整しています。

Q

なぜ全国平均の保険料率は10.0%に据え置かれるのに、都道府県ごとの保険料率は変わるのでしょうか？

都道府県ごとに医療費等の伸びが異なるためです。また、平成21年9月から都道府県ごとに保険料率を設定していますが、それまでは全国統一の保険料率だったことから、保険料率の差が急激に広がらないよう、全国平均の保険料率と各都道府県の保険料率の差を圧縮する措置が取られています。この措置は現時点で平成31年度までのため、平成27年度もそれに向けて、より医療費の都道府県間の差が反映される保険料率としています。

■ 平成27年度の都道府県ごとの保険料率



介護保険制度と介護保険料について

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

Q

保険料は何に使われているのですか？

協会けんぽの収入の内訳は、国庫補助金等が約13%、保険料収入が約87%であり、加入者・事業主の皆さまの保険料が重要な財源となっています。この貴重な保険料の使い道は、加入者の皆さまの医療費等が約6割、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が約4割です。

【被保険者一人当たり】

保険料の負担
年間約**37.3万円**



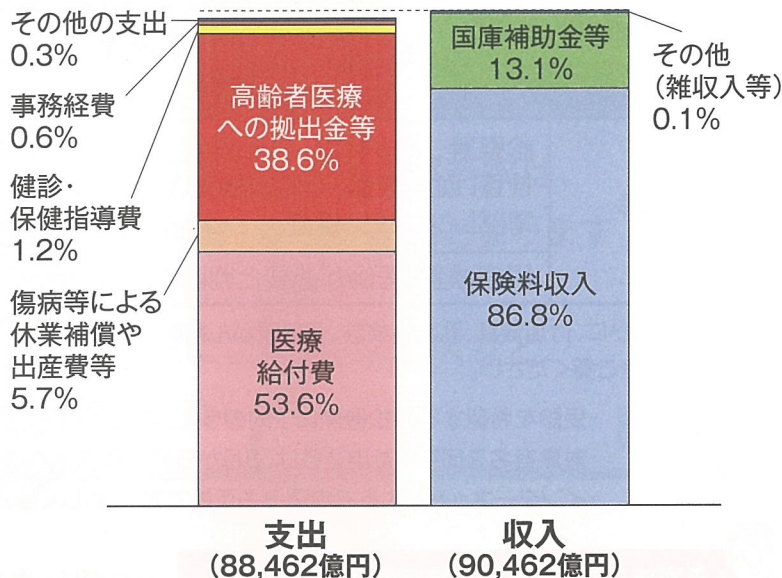
保険給付等
年間約**42.1万円**

※保険料のほか国庫補助金(税金)等により、約5.7万円が給付に充てられています。

※保険給付等には、高齢者の医療費を支えるための拠出金等が約16.2万円含まれています。

■ 協会けんぽの収支内訳

(平成27年度政府予算案にもとづく見込み)



皆さまの保険料1万円当たりの使い道



加入者の皆さまが病院等を受診した時の医療費
約**5,360円**



加入者の皆さまが病気で職場を休んだ際の手当金や出産した時の給付金
約**570円**



加入者の皆さまの健診費保健指導費
約**120円**



高齢者の方々が病院等を受診した時の医療費(拠出金)
約**3,860円**



協会けんぽの事務経費等
約**90円**

協会けんぽの財政の安定化に向けて一歩前進しました

協会けんぽに対する国庫補助の見直し等も含めた医療保険制度改革案が国会で議論される見込みですが、改革案では一定の成果が得られました。署名活動や支部別大会、全国大会への参加等、多くの加入者・事業主の皆さまにご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

【医療保険制度の主な改革案】

- 保険給付費等の16.4%の国庫補助率は、平成26年度末までの期限がありましたが、この期限は廃止され、16.4%は恒久化されます(一部、特例的な減額措置があります)。
- 現役世代が負担する高齢者医療への拠出金について、保険者の負担能力(加入者の報酬)に応じて負担する部分が拡大します。

Q

今後、保険料率はどうなるのですか？

協会けんぽの支出の約6割を占める、加入者の皆さまの医療費等は、医療の高度化等により年々増加する傾向にあります。一方、保険料収入の基礎である賃金の伸びは低く、医療費の伸びに追いついていません。

**保険料率の上昇を抑制するため、協会けんぽは努力を続けます。
加入者の皆さまにもご協力をお願いします。**

ジェネリック医薬品の使用促進



協会

服用するお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額をお知らせしています。



加入者の
皆さま

お知らせした4人に1人の方がジェネリック医薬品に切り替えました。切り替えによる医療費の軽減額は、平成25年度までの5年間の累計で約257億円(推計)です。

医療費適正化・経費削減



協会

医療機関から誤った保険請求がなされていないか点検しています。効果額約294億円(平成25年度実績)

事務経費の削減に取り組んでいます。

健診・保健指導



協会

加入者の皆さまの健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。



加入者の
皆さま

病気の早期発見・早期治療、適度な運動、バランスのとれた食事により、健康を保持、増進しましょう。

扶養家族の再確認



協会

皆さまのご家族が扶養家族の要件を満たしているかどうかを定期的に再確認しています。



加入者の
皆さま

平成27年度も扶養家族の再確認業務にご協力いただくようお願いいたします。
平成26年度は約34億円の削減ができました(平成26年10月末時点)。

健康保険の正しい利用



協会

審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。



加入者の
皆さま

軽い症状で休日・夜間に救急外来を訪れる「コンビニ受診」は避けて、地域の救急電話相談の利用を考えましょう。また、日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復(接骨院)の施術、業務上の病気・ケガでは、健康保険は使えません。くわしくは同封の業務リーフレットをご覧ください。

**加入者お一人おひとりの
健康の積み重ねが
保険料率軽減の大きな力になります。**



平成27年4月分(5月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

〔 健康保険料率：平成27年4月分～ 適用 厚生年金保険料率：平成26年9月分～平成27年8月分 適用 〕
 〔 介護保険料率：平成27年4月分～ 適用 子ども・子育て拠出金率：平成24年4月分～ 適用 〕

(大分県)

(単位:円)

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)				
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般の被保険者		坑内員・船員		
等級	月額	日額	円以上	円未満	10.03%		11.61%		17.474%※		17.688%※		
					全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	1,930	～	63,000	5,817.4	2,908.7	6,733.8	3,366.9					
2	68,000	2,270	63,000	～	73,000	6,820.4	3,410.2	7,894.8	3,947.4				
3	78,000	2,600	73,000	～	83,000	7,823.4	3,911.7	9,055.8	4,527.9				
4	88,000	2,930	83,000	～	93,000	8,826.4	4,413.2	10,216.8	5,108.4				
5(1)	98,000	3,270	93,000	～	101,000	9,829.4	4,914.7	11,377.8	5,688.9	17,124.52	8,562.26	17,334.24	8,667.12
6(2)	104,000	3,470	101,000	～	107,000	10,431.2	5,215.6	12,074.4	6,037.2	18,172.96	9,086.48	18,395.52	9,197.76
7(3)	110,000	3,670	107,000	～	114,000	11,033.0	5,516.5	12,771.0	6,385.5	19,221.40	9,610.70	19,456.80	9,728.40
8(4)	118,000	3,930	114,000	～	122,000	11,835.4	5,917.7	13,699.8	6,849.9	20,619.32	10,309.66	20,871.84	10,435.92
9(5)	126,000	4,200	122,000	～	130,000	12,637.8	6,318.9	14,628.6	7,314.3	22,017.24	11,008.62	22,286.88	11,143.44
10(6)	134,000	4,470	130,000	～	138,000	13,440.2	6,720.1	15,557.4	7,778.7	23,415.16	11,707.58	23,701.92	11,850.96
11(7)	142,000	4,730	138,000	～	146,000	14,242.6	7,121.3	16,486.2	8,243.1	24,813.08	12,406.54	25,116.96	12,558.48
12(8)	150,000	5,000	146,000	～	155,000	15,045.0	7,522.5	17,415.0	8,707.5	26,211.00	13,105.50	26,532.00	13,266.00
13(9)	160,000	5,330	155,000	～	165,000	16,048.0	8,024.0	18,576.0	9,288.0	27,958.40	13,979.20	28,300.80	14,150.40
14(10)	170,000	5,670	165,000	～	175,000	17,051.0	8,525.5	19,737.0	9,868.5	29,705.80	14,852.90	30,069.60	15,034.80
15(11)	180,000	6,000	175,000	～	185,000	18,054.0	9,027.0	20,898.0	10,449.0	31,453.20	15,726.60	31,838.40	15,919.20
16(12)	190,000	6,330	185,000	～	195,000	19,057.0	9,528.5	22,059.0	11,029.5	33,200.60	16,600.30	33,607.20	16,803.60
17(13)	200,000	6,670	195,000	～	210,000	20,060.0	10,030.0	23,220.0	11,610.0	34,948.00	17,474.00	35,376.00	17,688.00
18(14)	220,000	7,330	210,000	～	230,000	22,066.0	11,033.0	25,542.0	12,771.0	38,442.80	19,221.40	38,913.60	19,456.80
19(15)	240,000	8,000	230,000	～	250,000	24,072.0	12,036.0	27,864.0	13,932.0	41,937.60	20,968.80	42,451.20	21,225.60
20(16)	260,000	8,670	250,000	～	270,000	26,078.0	13,039.0	30,186.0	15,093.0	45,432.40	22,716.20	45,988.80	22,994.40
21(17)	280,000	9,330	270,000	～	290,000	28,084.0	14,042.0	32,508.0	16,254.0	48,927.20	24,463.60	49,526.40	24,763.20
22(18)	300,000	10,000	290,000	～	310,000	30,090.0	15,045.0	34,830.0	17,415.0	52,422.00	26,211.00	53,064.00	26,532.00
23(19)	320,000	10,670	310,000	～	330,000	32,096.0	16,048.0	37,152.0	18,576.0	55,916.80	27,958.40	56,601.60	28,300.80
24(20)	340,000	11,330	330,000	～	350,000	34,102.0	17,051.0	39,474.0	19,737.0	59,411.60	29,705.80	60,139.20	30,069.60
25(21)	360,000	12,000	350,000	～	370,000	36,108.0	18,054.0	41,796.0	20,898.0	62,906.40	31,453.20	63,676.80	31,838.40
26(22)	380,000	12,670	370,000	～	395,000	38,114.0	19,057.0	44,118.0	22,059.0	66,401.20	33,200.60	67,214.40	33,607.20
27(23)	410,000	13,670	395,000	～	425,000	41,123.0	20,561.5	47,601.0	23,800.5	71,643.40	35,821.70	72,520.80	36,260.40
28(24)	440,000	14,670	425,000	～	455,000	44,132.0	22,066.0	51,084.0	25,542.0	76,885.60	38,442.80	77,827.20	38,913.60
29(25)	470,000	15,670	455,000	～	485,000	47,141.0	23,570.5	54,567.0	27,283.5	82,127.80	41,063.90	83,133.60	41,566.80
30(26)	500,000	16,670	485,000	～	515,000	50,150.0	25,075.0	58,050.0	29,025.0	87,370.00	43,685.00	88,440.00	44,220.00
31(27)	530,000	17,670	515,000	～	545,000	53,159.0	26,579.5	61,533.0	30,766.5	92,612.20	46,306.10	93,746.40	46,873.20
32(28)	560,000	18,670	545,000	～	575,000	56,168.0	28,084.0	65,016.0	32,508.0	97,854.40	48,927.20	99,052.80	49,526.40
33(29)	590,000	19,670	575,000	～	605,000	59,177.0	29,588.5	68,499.0	34,249.5	103,096.60	51,548.30	104,359.20	52,179.60
34(30)	620,000	20,670	605,000	～	635,000	62,186.0	31,093.0	71,982.0	35,991.0	108,338.80	54,169.40	109,665.60	54,832.80
35	650,000	21,670	635,000	～	665,000	65,195.0	32,597.5	75,465.0	37,732.5				
36	680,000	22,670	665,000	～	695,000	68,204.0	34,102.0	78,948.0	39,474.0				
37	710,000	23,670	695,000	～	730,000	71,213.0	35,606.5	82,431.0	41,215.5				
38	750,000	25,000	730,000	～	770,000	75,225.0	37,612.5	87,075.0	43,537.5				
39	790,000	26,330	770,000	～	810,000	79,237.0	39,618.5	91,719.0	45,859.5				
40	830,000	27,670	810,000	～	855,000	83,249.0	41,624.5	96,363.0	48,181.5				
41	880,000	29,330	855,000	～	905,000	88,264.0	44,132.0	102,168.0	51,084.0				
42	930,000	31,000	905,000	～	955,000	93,279.0	46,639.5	107,973.0	53,986.5				
43	980,000	32,670	955,000	～	1,005,000	98,294.0	49,147.0	113,778.0	56,889.0				
44	1,030,000	34,330	1,005,000	～	1,055,000	103,309.0	51,654.5	119,583.0	59,791.5				
45	1,090,000	36,330	1,055,000	～	1,115,000	109,327.0	54,663.5	126,549.0	63,274.5				
46	1,150,000	38,330	1,115,000	～	1,175,000	115,345.0	57,672.5	133,515.0	66,757.5				
47	1,210,000	40,330	1,175,000	～		121,363.0	60,681.5	140,481.0	70,240.5				

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

- 一般の被保険者の方…12.474%～15.074%
- 坑内員の被保険者の方…12.688%～15.288%

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(10.03%)に介護保険料率(1.58%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

5(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「101,000円未満」と読み替えてください。

34(30)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。

◆平成27年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、280,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合には切り上げて1円となります。
- (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間540万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は年間150万円となります。


○子ども・子育て拠出金

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として子ども・子育て拠出金を全額負担いただくこととなります。この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.15%)を乗じて得た額の総額となります。

健診・保健指導のご案内

加入者の皆さまの健康が第一です。年に1回は健診をお受けください。メタボリックシンドロームのリスクがあることが分かった方は健康サポート(保健指導)をお受けいただき、病気の予防や健康の維持にお役立てください。

健診 年度内お一人さま1回に限り、協会けんぽが**健診費用の一部を補助**します。


 **ご本人(被保険者)** 生活習慣病予防健診 生活習慣病の予防・早期発見に着目し、胸や胃のレントゲン検査など一般的な検査を行います。

健診の種類	検査の内容	受診対象年齢	自己負担額
一般健診	診察等、身体計測、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査	35歳～74歳の方	最高7,038円
	眼底検査(医師が必要と判断する場合のみ)		最高78円

一般健診のほかに、付加健診、乳がん検診、子宮頸がん検診等を受診することができます。検査の内容や受診対象年齢等は協会けんぽのホームページをご覧ください。

手続き

- ・受診を希望する健診機関に予約のうえ、申込書を協会けんぽの支部に郵送してお申し込みください。
- ・対象者名を印字した申込書は、3月から順次事業主さまへお送りします。
- ・インターネットによるお申込みも可能です。くわしくは、協会けんぽのホームページをご確認ください。

 **ご家族(被扶養者)** 特定健康診査 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。

健診の種類	検査の内容	受診対象年齢	自己負担額
基本的な健診	診察等、問診、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査	40歳～74歳の方	費用総額から56,520円(補助分)を引いた額
詳細な健診	心電図検査、眼底検査、貧血検査(医師が必要と判断する場合のみ)		費用総額から3,400円(補助分)を引いた額

手続き

- ・特定健診の受診券がお手元に届きましたら、受診を希望する健診機関に予約し受診してください。
- ・平成27年度分の受診券は、4月に被保険者さまのご住所あてにお送りします。なお、受診券を紛失された場合などは、発行申請をいただく必要があります。

保健指導 健診受診後、結果に合わせた健康サポートを実施しています。

ご本人(被保険者)・・・保健師などが事業所にお伺いして特定保健指導を行っています。(一部健診機関でも実施しています。)

ご家族(被扶養者)・・・特定保健指導の対象となった方に利用券をお送りしています。

協会けんぽのメールマガジンにご登録ください

協会けんぽでは都道府県支部ごとにメールマガジンを配信しています。保険料率改定や制度改正、健康を維持するためのちょっとした運動や食事方法、各種申請に関するワンポイントアドバイス等、役立つ情報をメールでタイムリーにお届けしております。配信を希望される方であればどなたでも無料で登録できます。

**登録
無料**



登録は、協会けんぽのホームページもしくはこちらから